

令和7・8年度適用建設コンサルタント業務等 入札参加資格審査を受ける皆様へ（主な変更点）

秋田県建設部建設政策課

1 申請方法は「電子申請」

県内業者（本店が秋田県内にある者）、県外業者（本店が秋田県外にある者）を問わず、「Graffer スマート申請」を用いた電子申請とします。

※申請方法の詳細は手引きをご確認ください。

2 審査基準日の見直し

(1) 測量法、建築士法、計量法及び各登録規程の規定による登録（入札参加資格の認定を受ける業務または部門に係るもの）【変更あり】

令和7年1月14日時点で登録を受けていること

(2) 実績について確認する営業年度の基準日【変更なし】

令和6年10月1日の直前二営業年度において実績があること

(3) 測量業務における測量士又は測量士補の保有人数の基準日【変更なし】

令和7年1月14日時点の人数について記載

○審査基準日の変更については、別紙も参考にしてください。

3 提出書類の見直し

申請書類の様式を一部変更しておりますので、必ず秋田県のホームページから最新の様式をダウンロードして申請してください。

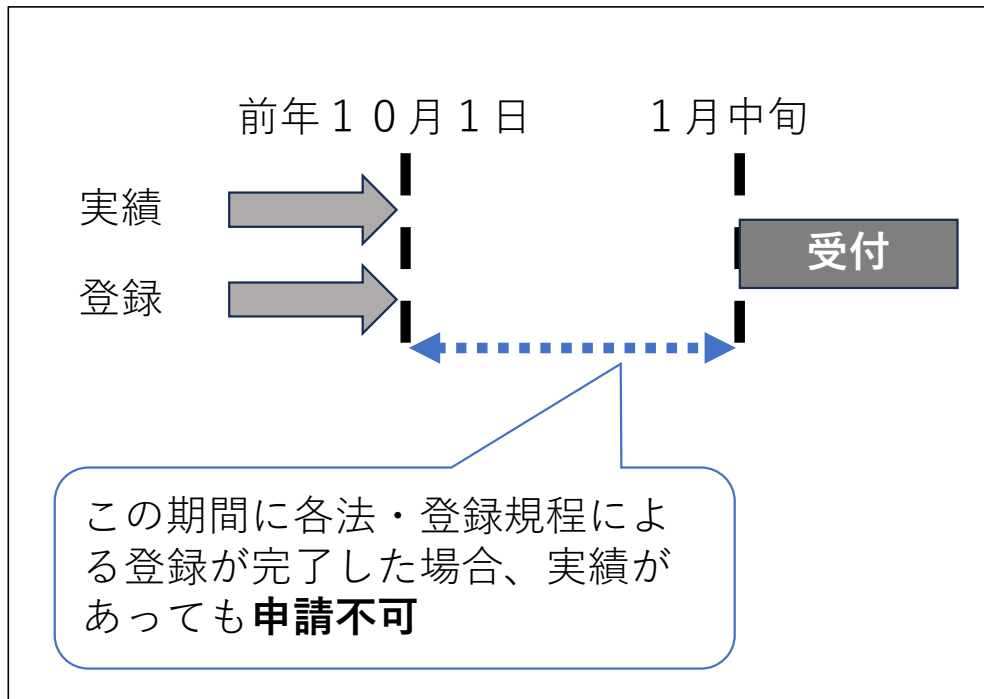
提出書類についても、一部簡素化しておりますので、必ず手引きをご確認ください。

4 入札参加資格の追加審査回数

追加審査回数は「**全4回**」を予定しております。

前回から審査回数が減っておりますので、業務・部門について申請忘れのないよう、ご注意ください。

令和5・6年度定期審査（前回）



令和7・8年度定期審査（今回）

